

## 重要なお知らせ

特定事業者の皆様へ

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

### 平成29年度の再商品化委託申込に関する注意点について

～暫定値での算定係数による再商品化委託申込について～

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協会の業務につきましては日頃からご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度の再商品化委託のお申し込みに当たりましては、諸般の事情により、下記の通り対応させて頂くことになりましたので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 算定係数（暫定値）の取扱いについて

特定事業者の皆様が当協会へのお申し込みの際、再商品化委託料金を計算するに当たって必要となる算定係数（自主・簡易）につきましては、例年国の調査をベースに算出されます。しかし、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により、取りまとめ作業が遅れており、12月から来年1月をメドに最終的な取りまとめが行われる見込みです（算定係数の詳細は、参考資料1～3をご覧ください）。

つきましては、平成29年4月からの円滑な再商品化業務に影響を及ぼさないよう、現時点での暫定的な数値をベースに例年通りのスケジュールでお申し込みを受け付けることといたしました。

#### 2. 算定係数（暫定値）でのお申し込みについて

後日、国の調査が確定した段階で、正式な算定係数が算出されますが、現時点での暫定値と差異が生じる可能性があります。しかし、混乱や過度のご負担を避けるため、当協会への再度の申し込みや訂正申請等の必要はなく、この度皆様からお申し込み頂いた数値をベースに正式な算定係数にて計算した内容で、「再商品化委託承諾書」を作成、発行いたします（平成29年度再商品化委託契約約款第5条をご覧ください）。正式な算定係数に基づき算出される申込量が正式な再商品化義務量となります。

#### 3. 帳簿等の修正について

算定係数に変更になった場合には、当協会ホームページで掲載するほか、一定の時期に当協会から正式な算定係数を記載した関連資料を皆様へご案内させていただきます。オンライン申し込みの方には、協会のREINSシステムを通じて、また紙ベースの申し込みの方には、郵送にてご案内させていただきますので、皆様の帳簿類や保存資料の修正等にご利用くださいますようお願いいたします。

○本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンター TEL：03-5251-4870

## <参考資料1>

### ○算定係数の算出の流れ

(1)国が定める「分別収集計画量(①)」と「再商品化計画量(②)」に「特定事業者責任比率(③)」をかけ、いずれか少ない量を「再商品化義務総量(④)」とします。

① 分別収集計画量	各市町村が策定した各年度の「容器包装廃棄物の分別収集計画の量」で全国で分別収集される見込みの量を国が集計したものです。
② 再商品化計画量	国内で当該年度に再商品化が可能と考えられる施設における設備能力の総量で各年度において全国で再商品化できる見込みの量を国が集計したものです。

- いずれも5カ年を1期とする計画で、3年ごとに見直しが行われます。現在の計画は第7期(平成26年度～30年度の5カ年)で、今年度は3年に1度の見直し時期にあたり、国が見直しを行っています。
- 本年4月に発生した熊本地震により、熊本県下の市町村において甚大な被害が発生し、現在、復旧作業を最優先に取り組んでいるため、熊本県下の分別収集計画の策定が遅れており、現時点では第7期の数字を暫定値として用いております。

③ 特定事業者責任比率	各素材ごとの分別基準適合物の総量のうち、特定事業者が再商品化義務を負う量の比率。この法律では一定の基準を満たした小規模事業者は義務を免除されるため、その比率を引いたものが特定事業者責任比率となります。
④ 再商品化義務総量	当該年度に、特定事業者全体で再商品化(リサイクル)することを義務づけられる量。①の分別収集計画量と②の再商品化計画量に、③の特定事業者責任比率をかけ、いずれか少ない方の数値となります。

(2)上記の「再商品化義務総量④」をベースに、国の調査による各種比率・量を踏まえて算出されます。

$$\text{自主算定係数} = \frac{\text{再商品化義務総量④}}{\text{再商品化義務総量④}} \times \frac{\text{特定容器比率⑤}}{\text{特定容器比率⑤}} \times \frac{\text{用途別比率⑥}}{\text{用途別比率⑥}} \times \frac{\text{用途別容器利用事業者比率⑦}}{\text{用途別容器利用事業者比率⑦}} \div \frac{\text{用途別容器利用事業者総排出見込量⑧}}{\text{用途別容器利用事業者総排出見込量⑧}}$$

(※利用事業者の例)

⑤ 特定容器比率	容器包装リサイクル法では、用途を「容器」と「包装」に分けており、全体のうち、「容器」が占める割合をいいます。
⑥ 用途別比率	「容器」の再商品化義務量を用途(業種)ごとに按分するための比率です。「用途」とは、その容器がどんな用途(業種)に用いられるかを意味します。
⑦ 用途別容器利用事業者比率	「用途」ごとの再商品化義務量を容器の「利用事業者」と「製造等事業者」に按分するための比率です。
⑧ 用途別容器利用事業者総排出見込量	「用途」ごとに容器を利用する事業者全体の容器包装廃棄物の排出見込量をいいます。

※簡易算定係数は、上記計算式の⑦のあとに「全体(100)から事業系比率⑨をひいた割合」をかけて求めます。

⑨ 事業系比率	一般の家庭からではなく、事業系のごみとして排出される割合をいいます。
---------	------------------------------------

## <参考資料 2>

第7期（平成26年度～30年度）の分別収集計画並びに再商品化計画等の推移は表1の通りです。現在3年に1度の見直しが行われており、第8期計画の29年度分として国から暫定的に提示されている数値は表2をご参照ください。

<表1 第7期分別収集計画及び再商品化計画等の推移>

（単位：千トン）

品目	各種数値	第7期（平成26年度～30年度の5か年計画）					
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
ガラスびん	無色	分別収集計画量	323	322	321	320	319
		再商品化計画量	170	170	170	170	170
		特定事業者責任比率	97%	97%	96%	—	—
		再商品化義務総量	<b>164.90</b>	<b>164.90</b>	<b>163.20</b>	—	—
	茶色	分別収集計画量	274	273	272	270	269
		再商品化計画量	180	180	180	180	180
		特定事業者責任比率	85%	85%	86%	—	—
		再商品化義務総量	<b>153.00</b>	<b>153.00</b>	<b>154.80</b>	—	—
	その他の色	分別収集計画量	186	186	186	187	187
		再商品化計画量	160	160	160	160	160
		特定事業者責任比率	91%	90%	92%	—	—
		再商品化義務総量	<b>145.60</b>	<b>144.00</b>	<b>147.20</b>	—	—
PET ボトル	分別収集計画量	305	305	306	306	308	
	再商品化計画量	419	422	449	450	471	
	特定事業者責任比率	100%	100%	100%	—	—	
	再商品化義務総量	<b>305.00</b>	<b>305.00</b>	<b>306.00</b>	—	—	
紙製 容器包装	分別収集計画量	132	136	136	138	139	
	再商品化計画量	253	253	253	253	253	
	特定事業者責任比率	97%	97%	99%	—	—	
	再商品化義務総量	<b>32.98</b>	<b>34.92</b>	<b>35.64</b>	—	—	
プラスチック 製容器包装	分別収集計画量	759	763	770	774	775	
	再商品化計画量	1,346	1,349	1,349	1,348	1,346	
	特定事業者責任比率	99%	99%	99%	—	—	
	再商品化義務総量	<b>751.41</b>	<b>755.37</b>	<b>762.30</b>	—	—	

注1) 網掛けのついている数値が分別収集計画量・再商品化計画量の「どちらか小さい方」となります。なお、分別収集計画及び再商品化計画は原則として3年に一度見直しが行われます。

注2) 紙製容器包装については、分別収集計画量から環境省が調査した市町村独自処理分（平成27年度は100千トン、平成28年度は100千トン）を差し引いた量に特定事業者責任比率をかけたものが再商品化義務総量となります。

<表2 平成29年度分の分別収集計画及び再商品化計画等>

（単位：千トン）

平成 29 年度		ガラスびん			PET ボトル	紙	プラスチック
		無色	茶色	その他			
	分別収集計画	315	259	197	292	113	745
	再商品化計画量	175	157	149	384	259	1,455
	特定事業者責任比率	95%	86%	91%	100%	99%	99%
	再商品化義務総量	166.25	135.02	135.59	292.00	31.68	737.55

注1) 熊本地震の影響により熊本県内の一部自治体で第8期分別収集計画が遅れているため、熊本県のみ前期分別収集計画の数値を採用しています。

注2) 網掛けのついている数値が分別収集計画量・再商品化計画量の「どちらか小さい方」となります。なお、分別収集計画及び再商品化計画は原則として3年に一度見直しが行われます。

注3) 紙製容器包装については、分別収集計画量から環境省が調査した市町村独自処理分（81千トン）を差し引いた量に特定事業者責任比率をかけたものが再商品化義務総量となります。

### <参考資料3>

#### ○算定係数の算出根拠(抜粋)

下記資料は、平成29年度の各素材ごと、利用事業者と製造等事業者ごとに算出した算定係数(暫定値)の計算式のうち、プラスチックの利用事業者の自主算定係数と簡易算定係数部分を抜粋したものです。

#### ⑬プラスチック製容器包装利用事業者 (自主算定方式)

再商品化義務量自主算定係数=(イ)×(ロ)×(ハ)×(ニ)÷(ホ) (小数点以下第6位を四捨五入)

再商品化義務総量 (イ)	用途	特定容器比率 (ロ)	用途別比率 (ハ)	用途別容器利用 事業者比率 (ニ)	用途別容器利用 事業者総排出見込量 (ホ)	用途別再商品化 義務量自主算定係数 (暫定値)
737,550 t	食料品	93.46%	56.84%	95.83%	565,130 t	0.66439
	清涼飲料等		5.22%	96.41%	51,905 t	0.66834
	酒類		0.42%	98.10%	4,256 t	0.66732
	石鹼・塗料等		6.08%	90.78%	60,425 t	0.62964
	医薬品		1.45%	98.88%	14,472 t	0.68291
	化粧品等		3.71%	95.18%	36,901 t	0.65963
	小売		16.68%	98.98%	165,767 t	0.68653
	上記以外の用途		9.60%	98.91%	95,593 t	0.68470
	包装	6.54%	100.00%	100.00%	102,512 t	0.47054

#### ⑭プラスチック製容器包装利用事業者 (簡易算定方式)

再商品化義務量簡易算定係数=(イ)×(ロ)×(ハ)×(ニ)×(ホ)÷(ヘ) (小数点以下第6位を四捨五入)

再商品化義務総量 (イ)	用途	特定容器比率 (ロ)	用途別比率 (ハ)	用途別容器利用 事業者比率 (ニ)	100-事業系 比率 (ホ)	用途別容器利用 事業者総排出見込量 (ヘ)	用途別再商品化 義務量簡易算定係数 (暫定値)
737,550 t	食料品	93.46%	56.84%	95.83%	85%	565,130 t	0.56473
	清涼飲料等		5.22%	96.41%	85%	51,905 t	0.56809
	酒類		0.42%	98.10%	80%	4,256 t	0.53386
	石鹼・塗料等		6.08%	90.78%	90%	60,425 t	0.56668
	医薬品		1.45%	98.88%	30%	14,472 t	0.20487
	化粧品等		3.71%	95.18%	95%	36,901 t	0.62665
	小売		16.68%	98.98%	85%	165,767 t	0.58355
	上記以外の用途		9.60%	98.91%	50%	95,593 t	0.34235
	包装	6.54%	100.00%	100.00%	70%	102,512 t	0.32938

※他の素材の算出根拠は協会ホームページをご参照ください。